

	確定給付企業年金法		確定拠出年金法																									
目的	この法律は、 少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化 にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、 確定給付企業年金 について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る 自主的な努力 を支援し、もって 公的年金の給付 と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。		この法律は、 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化 にかんがみ、 個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図 を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、 確定拠出年金 について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る 自主的な努力 を支援し、もって 公的年金の給付 と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。																									
種類	規約型企業年金	基金型企業年金	企業型年金	個人型年金																								
管理・運用	外部機関と契約を結び、企業外で年金資産を管理・運用する企業年金	企業年金基金 を設立し、基金が年金資産を管理・運用する企業年金	厚年適用事業所の事業主 が実施 事業主は、 運営管理業務の全部又は一部 を確定拠出年金運営管理機関に 委託 することができる。	国民年金基金連合会 が実施 連合会は、 運営管理業務 を確定拠出年金運営管理機関に 委託 しなければならない。																								
加入者	①第1号厚生年金被保険者 ②第4号厚生年金被保険者	①第1号厚生年金被保険者 ②第4号厚生年金被保険者	① 60歳未満 の第1号厚生年金被保険者 ② 60歳未満 の第4号厚生年金被保険者 ③60歳以上65歳未満で、 60歳に達した日の前日 に企業型年金加入者であった第1号等厚生年金被保険者	① 国民年金の第1号被保険者 (保険料免除者を除く) ② 60歳未満 の厚生年金被保険者(企業型年金等対象者を除く) ③ 国民年金の第3号被保険者																								
実施手続き	①過半数労働組合又は過半数代表者の 同意 ②規約作成 ③大臣の 承認	①過半数労働組合又は過半数代表者の 同意 ②規約作成 ③大臣の 認可	①過半数労働組合又は過半数代表者の 同意 ②規約作成 ③大臣の 承認	①規約作成 ②大臣の 承認																								
給付内容	<法定給付> ① 老齢給付金 ② 脱退一時金 <任意給付> ③ 障害給付金 ④ 遺族給付金		① 老齢給付金 ② 障害給付金 ③ 死亡一時金 ④ 脱退一時金 (当分の間)																									
掛金	(掛金の拠出) ・事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、 年1回以上 、定期的に掛金を拠出しなければならない。 ・加入者は、 掛金の一部 を負担することができる。 (掛金の額の基準) ・掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、 将来にわたって財政の均衡を保つ ことができるように計算されるものでなければならない。 (財政再計算) ・事業主等は、 少なくとも5年ごと に上記基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。 ・事業主等は、 加入者の数が著しく変動 した場合その他の省令で定める場合は、上記の基準に従って、速やかに、掛金の額を再計算しなければならない。		(掛金の拠出) ・事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる 各月 につき、掛金を拠出する。 ・企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、 自ら掛金 を拠出することができる。 ・企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。 (拠出限度額) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>個人型年金同時加入制限者</td> <td>他制度加入者以外の者</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他制度加入者</td> <td>27,500</td> </tr> <tr> <td>個人型年金同時加入可能者</td> <td>他制度加入者以外の者</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他制度加入者</td> <td>15,500</td> </tr> </table>		個人型年金同時加入制限者	他制度加入者以外の者	55,000		他制度加入者	27,500	個人型年金同時加入可能者	他制度加入者以外の者	35,000		他制度加入者	15,500	(掛金の拠出) ・個人型年金加入者は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる 各月 につき、掛金を拠出する。 ・掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月(納付することを要しないものとされた月を含む)についてのみ行うことができる。(国年の保険料を滞納している期間は拠出できない) ・個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者が決定し、又は変更する。 (拠出限度額) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>第1号加入者 (国民年金の第1号被保険者)</td> <td>68,000</td> </tr> <tr> <td>第2号加入者</td> <td>① ②・③以外の者 23,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 個人型年金同時加入可能者(③を除く) 20,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 他制度加入者、第2号・第3号厚生被保険者 12,000</td> </tr> <tr> <td>第3号加入者 (国民年金の第3号被保険者)</td> <td>23,000</td> </tr> </table>		第1号加入者 (国民年金の第1号被保険者)	68,000	第2号加入者	① ②・③以外の者 23,000		② 個人型年金同時加入可能者(③を除く) 20,000		③ 他制度加入者、第2号・第3号厚生被保険者 12,000	第3号加入者 (国民年金の第3号被保険者)	23,000
個人型年金同時加入制限者	他制度加入者以外の者	55,000																										
	他制度加入者	27,500																										
個人型年金同時加入可能者	他制度加入者以外の者	35,000																										
	他制度加入者	15,500																										
第1号加入者 (国民年金の第1号被保険者)	68,000																											
第2号加入者	① ②・③以外の者 23,000																											
	② 個人型年金同時加入可能者(③を除く) 20,000																											
	③ 他制度加入者、第2号・第3号厚生被保険者 12,000																											
第3号加入者 (国民年金の第3号被保険者)	23,000																											
その他	(積立金の積立て) ・事業主等は、 毎事業年度の末日 において、給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。 ・積立金の額は、加入者等に係る 責任準備金の額 及び 最低積立基準額 を下回らない額でなければならない。 (報告書の提出) 事業主等は、毎事業年度終了後 4月以内 に、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。		(事業主掛金の納付) ・事業主は、 毎月 の事業主掛金を 翌月末日 までに資産管理機関に納付するものとする。 ・事業主は、事業主掛金を納付する場合においては、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を 企業型記録関連運営管理機関 に 通知 しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。 (企業型年金加入者掛金の納付) ・企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、 毎月 の企業型年金加入者掛金を 翌月末日 までに 事業主を介して 資産管理機関に納付するものとする。 (企業型年金加入者掛金の源泉控除) ・企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、 前月分 の企業型年金加入者掛金を給与から控除することができる。		(個人型年金加入者掛金の納付) ・個人型年金加入者は、 毎月 の個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。 ・60歳未満の厚生年金被保険者(企業年金等対象者を除く)は、掛金の納付をその使用される厚生年金適用事業所の 事業主を介して 行うことができる。 ・国民年金基金連合会は、掛金の納付を受けたときは、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を 個人型記録関連運営管理機関 に 通知 しなければならない。																							